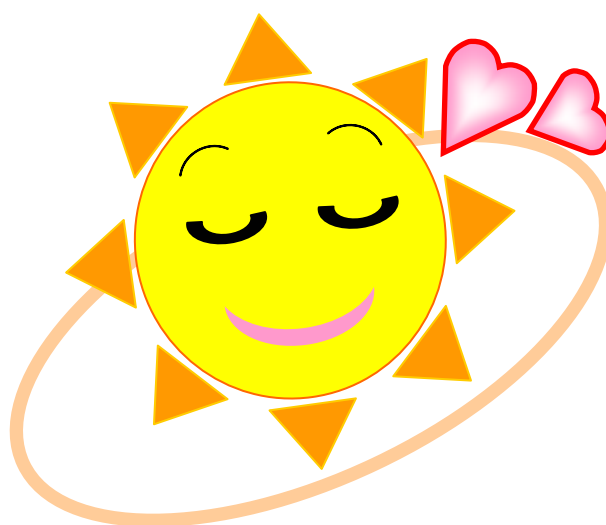


多摩市第2次地域福祉活動計画 (改訂版)

～支えあいによる福祉のまちづくりをめざして～



平成17年5月

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会

はじめに

地域に生きる社協

- 支えあいの輪のなかで -

いま、多摩市社会福祉協議会（以下「多摩市社協」という）は、経営の命題を直接サービス提供型事業から住民総参加の地域ぐるみの福祉をマネジメントする方向に置き、大きく変革の一步を進めようとしています。

平成7年に、最初の地域福祉活動が策定されて以来10年、その間、平成12年度に計画が見直され、「第2次地域福祉活動計画」が示されて5年、このわずかの間に福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。平成12年に社会福祉法・介護保険法の制定、平成15年には支援費制度の開始、そして、平成16年に多摩市の行財政の見直しなどが相次いで行われ、さらに、NPO活動や民間福祉サービス事業者の進出も顕著に目立つ社会となりました。

これらの変化に対応して、多摩市社協においても、さまざまな変革が求められてきました。例えば、「福祉サービス公社」の解散とそれにとりかわる「ゆうゆうサービス」事業の開始、さらにはその事業の縮小から解消、そして地域の助けあいに視点を置いた「たすけあい有償活動」の試行的開始へとめまぐるしく動いてまいりました。また、障がい者通所施設や障がい者グループホームの運営についても、近い将来民間への移譲の方向で検討が進められています。

こうした変化の激しい時代にあって、多摩市社協は、あらためてその存在意義を問われようとしています。しかし、法や制度がいかように変わろうとも変わらないのは、人は誰でも、住み慣れた地域で人らしく互いに尊重され、孤立することなく安心して楽しく暮らしたいという願いでしょう。

この願いの実現のためには、地域において、さりげなく互いに支えあう仕組みづくりや地域における福祉ニーズの発見、温かい見守りのネットワークづくり、さらにはボランティア組織との連携などは、欠かすことのできない課題であります。

多摩市社協は、こうした地域ぐるみの福祉活動の土壌づくりのために、各地域に「ふれあいいいきサロン」の創設を推進してきましたが、今後は、各地域ごとの福祉ニーズに組織的に応えるべく、多摩市全域に住民主体の「地域福祉推進委員会」の創設を目指していきます。地域福祉はすでに啓発や計画の段階でなく、実施・実践の時期ですが、多摩市社協は、その推進役としてまたコーディネーターとしての責任を果たすことが、市民の期待に応えることとして、この計画を策定しました。地域福祉活動を通して、多摩市社協が、多摩市の明るい未来を創生する原動力になればと願っています。

この計画は、向こう6年間の計画ですが、実施計画については、3年ごとに見直しを行います。計画実施にあたっては、多摩市や関係団体、地域の皆さんと連携を図りながら進めてまいります。

平成17年 5月

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

会長 竹田 英生

地域福祉活動計画策定にあたって

多摩市社協では、平成13年3月に「第2次地域福祉活動計画」を策定しましたが、その内容は主に、基本理念と目標および運営の基本的考え方をまとめたものであります。

今回の計画は、人間性の尊厳とノーマライゼーションのもとでの住民主体の福祉コミュニティづくりを理念とする「第2次地域福祉活動計画」を基本としつつも、近年の社会福祉を取り巻く環境の変化などを踏まえ、「第2次地域福祉活動計画」の見直しとともに、より実務的・実践的な施策を示すため、昨年9月に理事・評議員で構成する「地域福祉活動計画策定委員会」を設置し検討してまいりました。

検討にあたっては、急激な少子高齢化、核家族化の進行や女性の社会進出などにより、個人や家族だけでは解決できない多種多様な福祉ニーズを踏まえ、地域福祉活動をリードしていく多摩社協の今後の運営を、直接サービス提供型から地域福祉コミュニティ推進のためのマネジメント型に転換することを前提としました。そして、基本理念、運営方針を検討の中心にしたなかで、地域福祉活動の主役は住民、地域住民が主体との認識に立ちました。

地域の福祉ニーズや住民は多摩社協に何を求めているかを的確かつ迅速に把握し、地域住民のさまざまな生活・福祉問題を受け止めて、地域福祉活動を支援していくこととしました。施策の展開については、基本理念および運営方針にそって、多摩市社協の主体性をいかに発揮できるかを検討し、「柔軟性」・「迅速性」・「地域との協働」などの特性を生かした運営を行ってまいります。

このようなことから、本計画における重点事業として、住民一人ひとりが身近な地域で住み慣れ、住み続けていきたいと思えるような「助けあい・支えあいの拠点づくり」を目指し、福祉協力員制度・地域福祉活動の拠点（支部社協）の整備・地域福祉活動としての「たすけあい有償活動」の新たな展開・ボランティアセンターの機能強化・（仮称）権利擁護センターの設立に向けての取り組み・主体的な受託事業の見直し・障がい者通所施設の円滑な移譲の実現・自立ある組織運営の構築などを掲げました。

しかし、地域のさまざまな問題を解決するには、住民一人ひとりの積極的な参加を得ながら、ボランティアや地域の多くの皆さんと一緒に取組み取り組んでいかなければなりません。そして初めて、人にやさしいまち「たまし」が実現できるものと確信しております。実のある地域福祉活動が行われていくために、多くの市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

平成17年 5月

多摩市社協理事・地域福祉活動計画策定委員会委員長 浜 田 清 吉

目次

第1章 総論

1. 社会福祉協議会とは	1
2. 計画策定の必要性（背景）と目的	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	3
5. 基本理念	3
6. 運営方針	4

第2章 施策の展開

1. 施策の方向性	6
2. 計画の体系図	7
（1）住民福祉活動の推進	9
住民ニーズの把握と福祉意識の高揚	10
小地域福祉活動と地域福祉ネットワークの推進	11
地域福祉活動拠点(支部社協)の整備	12
たすけあい有償活動の展開	14
（2）ボランティア・市民活動の推進	16
ボランティアセンターの機能強化	17
（3）福祉サービス利用支援	21
相談・情報機能の充実	22
「(仮称)権利擁護センター」の設立	23
（4）在宅福祉サービスの見直し	24
受託事業(介護保険事業含む)・支援費事業のあり方の検討	25
障がい者通所施設などの移譲	25
（5）運営の基盤整備	28
透明性のある組織体制の確立	29
事務局体制の強化	31
財政基盤の強化と適正化	32

実施計画表	34
-------	----

資料編	39
-----	----

第1章 総論

1. 社会福祉協議会とは、こんな団体です

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、地域住民・地域組織や福祉関係団体などを自主的会員とする民間の団体です。そして、地域住民と福祉に携わっている団体などの参画と支えあい（協働）により、自分たちの「まち」は自分たちでつくりあげるといふ、その自主的な取り組みを支援しています。

それぞれの地域の福祉課題を解決するために、主に、次のような活動を行っています。

- (1) 地域福祉事業の総合的な企画・立案、実施
- (2) 住民や民間団体の主体的活動への支援
- (3) 住民ニーズの把握、地域の福祉課題の明確化
- (4) 福祉サービスの利用支援

社協は、これらの活動により誰もが身近な地域で安心して暮らしていける地域社会の実現を目指しています。

2. 計画策定の必要性（背景）と目的は

現代社会は、少子高齢化・核家族化や隣人づきあいの希薄さなどにより、地縁・血縁関係が薄れるなど地域の状況が、大きく様変わりしています。このことは、現在、大きな社会問題となっているひとり暮らし高齢者の孤独死、高齢者や児童への虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)⁻¹、犯罪の低年齢化・凶悪化の一つの要因となっています。このようななかで、今、地域社会のあり方が問われているのではないのでしょうか。

近年、社協を取り巻く環境は、大きく変化しています。

平成12年6月に社会福祉法が制定され、社協の役割が地域福祉を担う中心的団体として明確になりました。このことは、地域住民や福祉関係者などの自主的な地域福祉活動への参画による地域に根ざした福祉を進めていく上で、社協が重要な存在であることを示しています。

これを受けて、多摩市社会福祉協議会（以下「多摩市社協」という）は、平成13年3月に運営の主眼を住民が主体の福祉コミュニティづくりとする「第2次地域福祉活動計画」（基本計画）を策定しました。

この「第2次地域福祉活動計画」を策定してから、既に4年が経過しました。この間、障がい者福祉分野での支援費制度⁻²への移行（平成15年4月）介

介護保険制度 ⁻³ の本格的見直しの検討が行われてきました。また、地域社会においては、ボランティアやNPO法人 ⁻⁴ などによる地域福祉活動もますます活発になっています。

また、多摩市は、昨今の厳しい行財政環境にともない、新たな支えあい(新しい公共)による「行財政再構築プラン」(平成16年度～平成18年度)を策定しました。このなかで、多摩市社協に対して、多摩市社協の考え方を踏まえ、直接サービス提供型運営から地域ぐるみの福祉推進の牽引役としてのマネジメント型運営への転換を求めています。

多摩市社協は、「第2次地域福祉活動計画」の理念、福祉行政を取り巻く環境の変化や市の「行財政再構築プラン」を改めて認識し、地域福祉推進の中心的団体として自立した、効率的・効果的運営を図ることを目的に、「第2次地域福祉活動計画」の見直しとともに「実施計画」を策定しました。

-1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

家庭内暴力(Domestic Violence)身体的、性的、心理的攻撃を含む暴力を家庭内で繰り返し行うことです

-2 支援費制度

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者と対等の関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです

-3 介護保険制度

40歳以上の全員が被保険者となり保険料を負担し、介護が必要とされたときは、費用の一部(原則一割)を支払い、介護サービスを利用する仕組みです

-4 NPO法人(Non Profit Organization)

一般的には営利を目的としない民間組織の総称で、特定非営利活動促進法に基づいて所轄庁の認証を受けた団体が、「NPO法人」。福祉や環境などの広い分野で、主として、特定の社会課題の解決を使命とした活動を継続的に行う市民活動団体です。

3. 計画の位置づけは

この計画は、東京都が策定した「地域福祉推進計画」や多摩市策定の「健康福祉推進プラン」と連携する多摩市社協策定の活動方針であり事業計画です。(三相計画)

「東京都地域福祉推進計画」は、広域的、専門的な福祉施策の総合化を図るための方向、内容、方法を示し、「多摩市健康福祉推進プラン」は、多摩市における福祉サービスを体系的、総合的に計画されたものです。そして、この計画は、東京都や多摩市の両計画と相互に補完し、協働 ⁻⁵しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画です。

5 協働

市民や社会を構成する多様な主体と行政が、責任と役割分担を相互に自覚し、補完・協力しながら、対等の関係で共通の目的を達成するために連携して活動することです

4 . 計画の期間 ~ いつまでの計画か

この計画は、多摩市策定の「健康福祉推進プラン」(平成13年度～平成22年度)と密接につながっていることから、平成17年度から平成22年度までの6年間に計画期間としました。

なお、「実施計画」は、3年ごとに見直しを行います。

5 . 基本理念

一人ひとりの人権を尊重します
ノーマライゼーション⁻⁶の社会をつくります
支えあいによる福祉のまちづくりを推進します

多摩市社協は、誰もがひとりの人間として差別されることのないよう、個人の尊厳とノーマライゼーションの考え方のもとに、地域の福祉ニーズに応えていくため、支えあい(共助)によりさまざまな事業活動を展開します。そして、誰もが参画し支えあい、住民一人ひとりが、身近な地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「住民主役の福祉のまちづくり」を目指します。

この基本理念を踏まえて、この計画は、住民と地域で活動している福祉団体、施設、ボランティア団体、自治会・管理組合、コミュニティセンター、民生委員、NPO法人などの参画と協働を進めながら、地域福祉コミュニティの形成、相談・情報機能の充実、ボランティアなどの市民活動の支援を行っていきます。

-6 ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などハンデキャップを持っていても、普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念で、どのような人間でも人間であるかぎりその人の住んでいる地域で、日常の生活を営む上で支障をきたすことのないよう、社会の大多数の人々の平均的暮らしや様式にできるだけ近づけることができる条件づくりとそれを保証していくことです

6 . 運営方針

社協は、地域住民、地域組織や福祉関係団体などにより構成され、自主的に地域の福祉課題に取り組み、福祉のまちづくりを実践する民間組織としての性格を有します。

そして、地域福祉に関するニーズ把握、相談、情報提供、援助などにより、地域福祉コミュニティ活動を行うための土壌づくりやより良い福祉サービスを提供する役割を担っています。

多摩市社協としては、地域の福祉ニーズを的確に捉え、マネジメントサイクル(PDCA)⁻⁷により常に事業の見直しを行い、生きがいづくり、健康づくり(介護・疾病予防)や子育て支援事業とともに、制度のはざままでサービスを利用できない人への援助や行政・民間にはなじまない事業にも積極的に取り組み、地域に根ざした活動を推進していきます。

また、運営の基軸を直接サービス提供型から地域コミュニティ推進のためのマネジメント型に転換し、効率的・効果的な運営を行います。

-7 マネジメントサイクル(PDCA)

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し、品質の維持、向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント方法です

開かれた多摩市社協を目指します

地域住民の理解を得るため、地域課題や多摩市社協の運営状況・事業の評価結果などの情報を公開し、情報の共有化を図るとともに説明責任を果たすなど、身近で親しみやすい多摩市社協の運営に努めます。

地域住民の参画と協働による支えあいの仕組みづくりを支援します

多摩市社協は、地域福祉活動の担い手は地域住民であることを踏まえ、地域住民・地域組織や福祉関係団体の参画と協働による支えあいの仕組みづくりを支援していきます。

事業評価制度を取り入れます

情報の公開や進行管理には、自ら行う事業評価を行うことが必要不可欠です。そのため、それぞれの事業目的や目標設定に基づき、計画(P)～実行(D)～評価(C)～改善(A)のマネジメントサイクルにより、事業展開のプロセスや達成度、費用対効果などを総合的に評価する仕組みをつくりま

自主財源を重点的に配分します

多摩市社協は、会費・寄付金・配分金を中心とした自主財源と多摩市からの補助金、受託費や東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という)の受託費で運営しています。

このようななかで、特に、市民の貴重な浄財である自主財源については、市民の理解が得られるよう地域福祉活動に重点配分していきます。

受託事業の見直しを行います

受託事業のあり方については、総合福祉センターの管理手法(指定管理者制度⁻⁸の導入など)により異なりますが、現時点では、引き続き受託していきます。

今後の介護保険制度や支援費制度の動向を見ながら、多摩市社協の主体性・特性を踏まえ、事業評価を実施し、多摩市などとの協議のもとで、見直しを行います。

-8 指定管理者制度

公の施設について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的に地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理運営を行う制度です

計画の進捗状況をチェックします

この計画が、計画通り進んでいるか、効果が上がっているかなどを把握するとともに、その逆の場合、どこに問題があるのかを検証するため、「(仮称)地域福祉活動計画推進委員会」を設置します。そして、次期計画の見直しに役立てます。

第2章 施策の展開

1 施策の方向性

多摩ニュータウンを抱える多摩市では、他市に類を見ない急速な高齢化の到来や核家族化の進展などにより、家族や地域の相互扶助機能が弱体化してきております。

隣人関係や地域の支えあいの不十分さなど、人と人とのつながりや思いやりが希薄になっていると言われるこの時代、市民が安心して住み慣れた地域で生活するためには、市民や行政がそれぞれ「自助」・「共助⁻⁹」・「公助」の精神に基づき、その役割を果たしていくことが重要です。しかし、「自助」・「公助」には自ずから一定の限界があり、「共助」即ち、地域での支えあいの輪を広げていくことが大きな発展につながります。

多摩市社協としては、このような認識に立ち、

- 福祉ニーズの把握
- 人材の発掘・育成
- 地域の支えあいの仕組みづくり
- 新たなボランティア活動の展開
- 権利擁護事業の推進
- 在宅福祉サービスの提供
- 諸制度のはざまにいる市民への援助
- 法人としての自立性の確保

などを実現するため、基本理念・運営方針に基づき、次の五つの施策の方向性により、基本計画と実施計画を策定し、地域ぐるみの福祉活動を目指します。

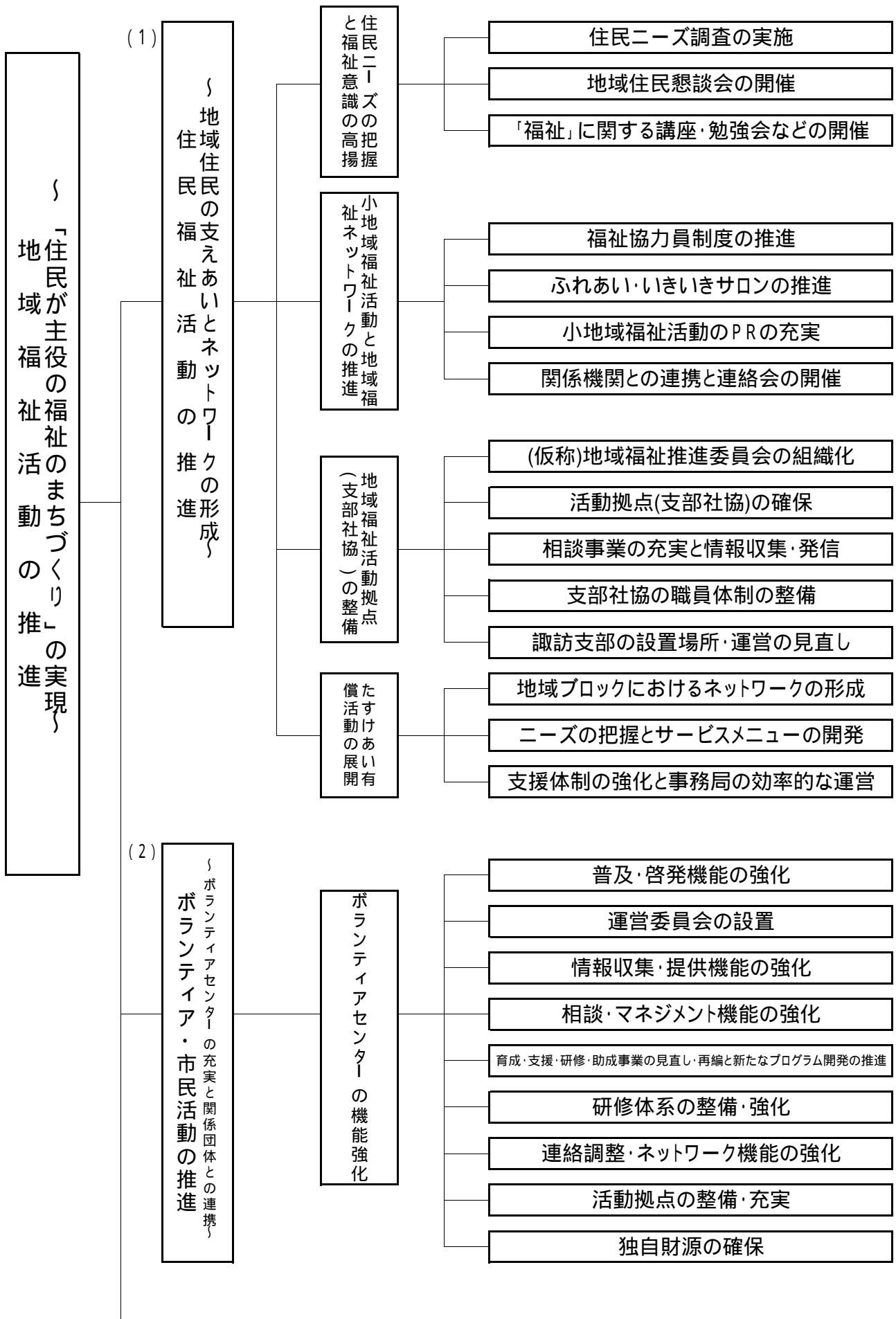
- (1) 住民福祉活動の推進
 - ～地域住民の支えあいとネットワークの形成
- (2) ボランティア・市民活動の推進
 - ～ボランティアセンターの充実と関係団体との連携～
- (3) 福祉サービス利用支援
 - ～市民の立場に立った福祉サービスの利用支援～
- (4) 在宅福祉サービスの見直し
 - ～市民誰もが使いやすい福祉サービス～
- (5) 運営の基盤整備
 - ～市民の理解と参画による市民に見える社協～

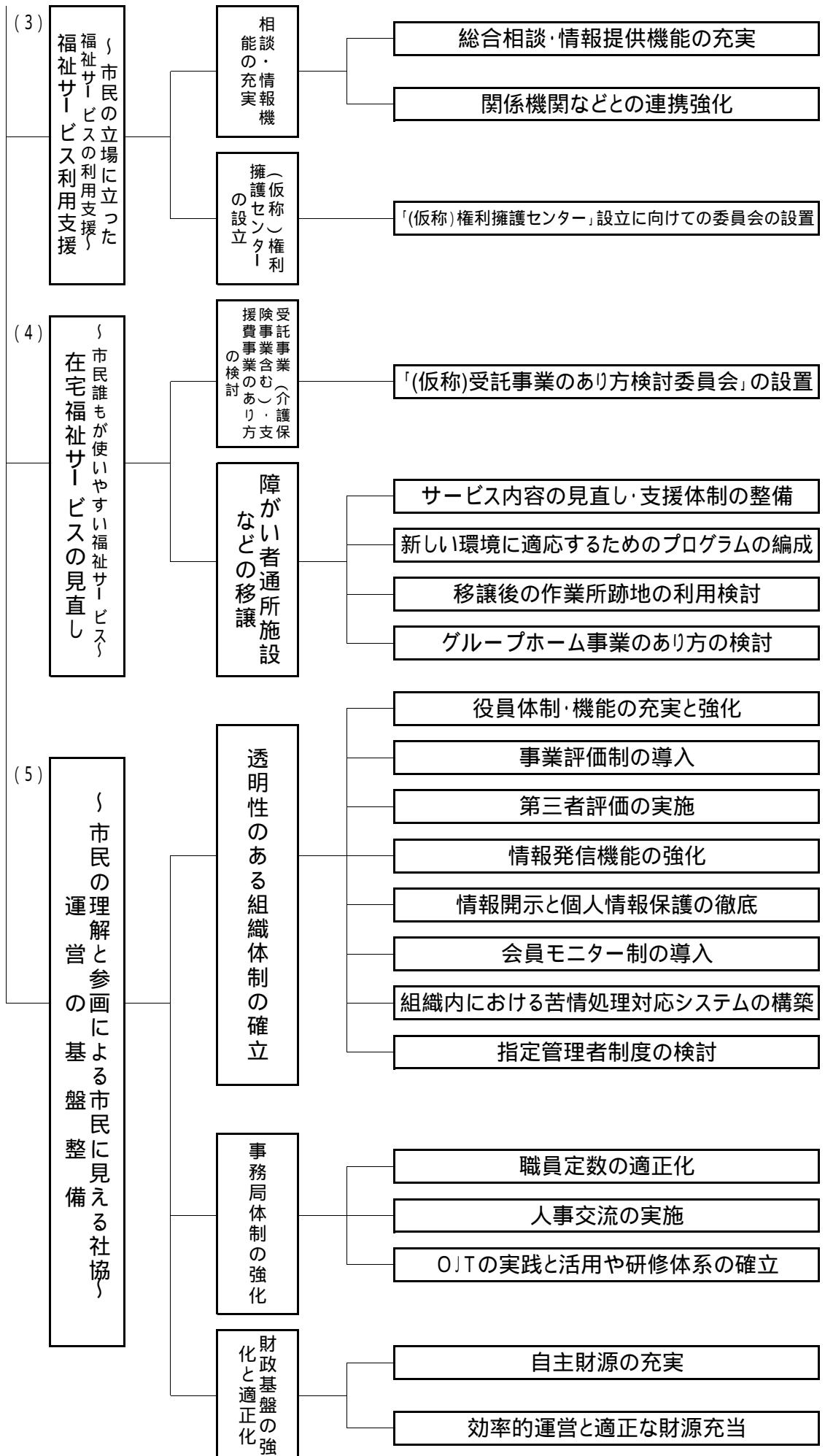
-9 共助

地域社会が、個人ではできないことをお互いに助けあう活動のことです

2. 計画の体系図

(基本理念) (施策の方向) (基本計画) (実施計画) 具体的な施策の展開





(1) 住民福祉活動の推進

～ 地域住民の支えあいネットワークの形成～

地域住民がともに支えあい・助けあいながら、誰もが住み慣れた身近な地域で自分らしく安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指して具体的な活動をすすめることが、地域福祉の充実につながります。

これらを実現するために、多摩市社協がコーディネート役となって、地域住民・住民組織・ボランティア・NPO 法人・福祉関係機関や行政などを結びつけてネットワークを広げていくことが重要です。

現状・課題・取り組むべき方向

多摩市は、多摩ニュータウン初入居から30年余りが経過しました。ニュータウンと言われた街も団塊の世代の高齢化とともに、他市に類を見ないほど急速な少子高齢化が進んでいます。また、急速な都市化にともなう隣人関係の希薄化は、高齢者・障がい者・子育て親子の孤立化を生んでいます。さらに、丘陵地特有の高低差の大きい地形やニュータウンの多くがエレベーターの無い建物であることも、高齢者・障がい者・子育て親子などにとって大きな問題となっています。

このような状況のなかで、市民の行政へのニーズは福祉・保健・医療はもとより、防災、教育など非常に多様化してきました。もはや行政だけでさまざまな課題の解決をしていくのは困難な状況といえます。

多摩市社協では、地域福祉活動推進のために、昭和61年に支部社協（諏訪支部）を立ち上げ、地域に根ざした福祉活動の拠点として、地域住民の協力のもと主に高齢者を対象としたさまざまな事業を進めてきました。近年では、地域住民による支えあい活動として、「ふれあい・いきいきサロン⁻¹⁰」の活動も他の地域に先駆けて広がっています。

また、いままでの「ゆうゆうサービス」（生活援助・介護支援）を単なるサービス提供ではなく、地域の支えあいによる見守りを含めた「たすけあい有償活動」として、新たな展開を図ります。

今後も、地域の福祉課題を住民自らが地域で解決していく仕組みを構築していくために、自治会・管理組合、ボランティア、民生委員、NPO法人、福祉団体、コミュニティセンターなどと連携し、地域福祉活動を推進していきます。そして地域におけるニーズ把握・福祉意識の高揚、地域のネットワーク化による小地域活動の推進、諏訪支部の実績を踏まえた地域活動拠点（支部社協）の整備を図り、支えあいの輪を広げていきます。

-10 「ふれあい・いきいきサロン」

高齢者や子育て中の親子、障がい者など、地域住民の誰もが気軽に入出りできる地域の集いの場。ボランティアである住民の方々やサロンを訪れる参加者が一緒に運営します。

住民ニーズの把握と福祉意識の高揚

少子高齢化がすすむなかで、地域住民が身近な地域でともに支えあい、助けあいながら、安心していきいきと生活できる「福祉のまちづくり」を実現するためには、地域住民が主体となって、地域福祉を充実させていく必要があります。

多摩市社協としては、地域の実情や福祉課題を把握するために、アンケート・意識調査の実施・「地域住民懇談会」や講座などの開催や情報の収集、提供・発信を積極的に行い、住民の福祉への理解が深まるように努めます。

住民ニーズ調査の実施

地域の実情や福祉課題を明らかにするために、住民や関係機関・団体の協力を得て、ニーズ調査を実施します。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度～22 年 度
住民ニーズ調査の実施	・調査項目・方法精査 ・調査実施 ・回収 分析	- >	- >	

地域住民懇談会の開催

地域住民ニーズの把握や、住民自らが福祉課題を共有化し、解決に向けて協議する場を設けるため、コミュニティエリア⁻¹¹内の自治会・管理組合、民生委員、福祉団体、ボランティア、コミュニティセンターや社協役員などに呼びかけを行い、地域住民懇談会を開催します。

-11 コミュニティエリア

おおむね中学校区を単位とした日常生活圏で市内10区域に分けて設定しています。多摩市社協では地域福祉活動の拠点として、各コミュニティエリアに支部社協の設置を進めています。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度～22 年 度
地域住民懇談会の開催	・2～3地区で開催	・3～5地区で開催	・4～7地区で開催	・10地区で開催

「福祉」に関する講座・勉強会などの開催

市民の方々に「福祉」への関心と理解を深めていただき、また地域の人材育成につなげていくために、ボランティアセンターと連携し、講座や勉強会、イベントなどを開催します。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度～22 年 度
「福祉」に関する講座・勉強会などの開催	・2～3地区で開催	・3～5地区で開催	・4～7地区で開催	・10地区で開催

小地域福祉活動と地域福祉ネットワークの推進

社会の連帯意識が希薄となっているなかで、住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、住民自らが地域の問題を自分の問題として受け止め、その課題解決を図り、支えあい、助けあっていくことが大切です。

そこで、小地域（自治会・管理組合を単位）の範囲のなかで、福祉協力員制度を推進しながら、地域住民、民生委員や関係機関と連携して、地域住民の参画・協働で地域の支えあいの仕組みづくりを進めていきます。

福祉協力員制度の推進

地域のアンテナ役として、身近な地域の福祉ニーズの発見、見守り活動や福祉情報の提供などの役割を担う福祉協力員を配置します。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度～22 年 度
福祉協力員制度の推進	・2地区で実施	・3～4地区で実施	・4～6地区で実施	・10地区で実施

ふれあい・いきいきサロンの推進

小地域での「ふれあい・いきいきサロン」（高齢者、子育て、障がい児者サロン、ミニディなど）市内全域での開催を目指します。サロン活動が円滑に進むよう、活動費の補助や人材の紹介などの支援を行います。

また、（仮称）サロン交流会（連絡情報交換会）を開催し、サロン間の情報交換の場を設けてまいります。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度～22 年 度
ふれあい・いきいきサロンの推進	・地域へのはたらきかけと30サロンの支援	・50サロンの支援	・70サロンの支援	・10エリアすべてに100サロンの支援
	・サロン交流会の実施	・地域別・種別サロン交流会の開催	- >	- >



小地域福祉活動のPRの充実

地域住民懇談会などで小地域福祉活動の紹介や、「ふれあい・いきいきサロン」のパンフレットをコミュニティセンターや公民館、福祉館など市内関係機関のほか、福祉協力店にも設置し、PRの場所を拡大していきます。福祉だよりやたま広報、社協ホームページにもサロンの情報などの小地域福祉活動を掲載し、広く市民への周知を図ります。

また、サロン通信を発行し、サロンの拡大状況や情報をサロン参加者だけでなく、市民に広く周知していきます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
小地域福祉活動のPRの充実	・サロンパンフレットの設置	・拡大 ・サロンパンフレットの 見直し	- > - >	- >
	・たま広報 福祉だより・社協ホームページへの掲載	- >	- >	
	・サロン通信の発行	- >	- >	

関係機関との連携と連絡会の開催

地域の関係機関と協働して地域の福祉課題の解決のための仕組みづくりに取り組んでいきます。そのため、コミュニティエリア内でのサロンや福祉協力員、民生委員、関係機関などによる情報交換会や連絡会を開催していきます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
関係機関との連携と連絡会の開催	・連携	- >	- >	- >
	・エリア別連絡会の開催	- >	・全市連絡会の開催	- >

地域福祉活動拠点（支部社協）の整備

地域における福祉課題は多種多様であり、市全体の画一的なニーズ把握や対応では限界があります。そこで多摩市社協では、迅速な地域ニーズの把握と問題解決が図れるよう、また関係機関との連携や地域の福祉活動をコーディネートしていくために、事務局機能を持たせた支部社協を市内コミュニティエリア10ヶ所に設置していきます。

また現在東永山複合施設に設置されている諏訪支部においては、地域福祉活動拠点整備のなかで設置場所・運営の見直しを行います。

「(仮称)地域福祉推進委員会」の組織化

支部社協の活動を、地域住民の参画と、関係機関、団体等との協働によりすすめていくために、自治会・管理組合、民生委員、福祉関係団体、施設やボランティアなどに呼びかけ組織化を図ります。

そして、地域の状況の把握に努め、さまざまな福祉課題や住民ニーズの共有化を図り、支部社協の設置を推進していきます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
(仮称)地域福祉推進委員会の組織化	・組織内容の検討	・地区選定 ・委員選出 ・2～3地区で委員会開催	・地区選定 ・委員選出 ・3～4地区で委員会開催	・10地区で委員会開催

活動拠点(支部社協)の確保

10コミュニティエリアの地域特性を踏まえて、公共施設・商店街の空店舗・学校跡地の空き教室などの活用を検討し、活動拠点として支部社協の確保に努めます。また、支部社協が地域の相談・情報提供窓口となるように整備していきます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
活動拠点(支部社協)の確保	・検討	・選定された地区で検討 2～3地区設置	・選定された地区で検討 3～4地区設置	・10地区設置

相談事業の充実と情報収集・発信

地域の福祉関係者などと組織的に相談事業を行い、その充実に努めます。また、将来的には支部ごとに相談窓口を設置し、情報の収集と発信の充実に努めます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
相談事業の充実と情報収集・発信	・相談事業の見直し、再編	・充実	- >	- >
	・地域との連絡会の開催	- >	- >	

支部社協の職員体制の整備

支部社協には地域福祉活動をコーディネートしていくために、専門職員を配置します。職員の研修体系の整備や積極的な外部研修の参加により、職員の資質向上を図りながら、支部機能をより充実させていきます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
支部社協の職員体制の整備		・諏訪支部や新支部に専門職員の配置	・新支部に専門職員の配置	- >
	・研修体系の整備、外部研修の参加	・推進	・充実	- >

諏訪支部の設置場所・運営の見直し

昭和61年度に諏訪地区の住民の声により、諏訪支部が発足されましたが、固定した活動拠点は無く、地域住民の協力のもと運営されてきました。

平成11年度に諏訪支部社協の拠点として東永山複合施設に事務所が設置され、事

務職員(臨時職員)が配置され現在に至っています。

今後は支部社協の組織・運営体制を見直すとともに、設置場所も諏訪・馬引沢地区への移転を検討していきます。

推 進 項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度～22 年度
諏訪支部の設置 場所・運営の見直し	・組織 運営体制の見直し ・拠点移転先の検討	- >	・支部機能の充実	- >

たすけあい有償活動の展開

急速に進む少子高齢化、核家族化のなかで、地域における助けあいの必要性がますます高まっています。介護保険制度の見直しも控え、地域住民同士の支えあいの仕組みづくりが求められます。

多摩市社協は、平成 14 年 4 月から「多摩市福祉サービス公社」の事業を受け継ぎ平成 16 年度まで実施してきた多摩ゆうゆうサービスは、平成 17 年度より「たすけあい有償活動」に転換し、地域福祉活動の一環として、これまでとは違う新しい仕組みで事業を展開します。

このサービスは、地域福祉の推進を目的に当面は、旧多摩ゆうゆうサービスの利用会員の支援を中心に、原則的に短期的な支援が必要な方に対し、住民同士の支えあいによる有償サービスを提供するものです。

そのためには、地域の住民、関係機関、団体などと連携をとり、地域の課題解決に向けてのネットワークづくりを行ないます。

このような仕組みづくりのために、平成 17 年度より地域の方々の意見も伺いながら試行を行い、平成 18 年度から正式な事業としての発足を目指します。

地域ブロックにおけるネットワークの形成

当面は市内をおおよそ 3 つの地域ブロックに分け、ブロックごとに支援が必要な人や協力者のリストを作成します。要支援者をブロックごとの協力者につなげ、必要なサービスを提供します。サービス提供は、原則として複数の協力者からなるチームで行ないます。

地域ブロックごとに懇談会を開催し、地域ニーズの把握と協力者同士のネットワークをつくります。また、地域のニーズを住民に知らせ、協力者を募ることでネットワークの拡大を図ります。

さらに、住民、関係機関、団体などと地域の課題について情報交換を行い、連携しながら課題の解決に向けて活動を展開します。

推 進 項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度～22 年度
地域ブロックにおけるネットワ	・地域のブロック分け (3箇所)	・地域ブロックの見直し	・地域ブロックの整理	

一クの形成	・協力者チームの編成	・チーム支援体制への移行	>	>
	・地域懇談会の開催	>	>	>
	・関係団体との情報交換	>	>	>

ニーズの把握とサービスメニューの開発

地域におけるニーズを把握するため、在宅介護支援センター⁻¹²、自治会・管理組合、コミュニティセンター、民生委員など、関係者との連携を強化します。

サービスの新たなニーズに対しては、協力者と話しあいながら支援方法を考え、サービスメニューの開発をしていきます。

また、介護予防を目的とした事業（会食会、健康相談等）の企画も検討します。

-12 在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者やその家族からの在宅生活に関する総合的な相談に応じ、関係機関との連絡調整、サービスにあたっての便宜、介護用品や機種の展示、紹介などを実施します。現在、市内に6ヶ所設置されています。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
ニーズの把握とサービスメニューの開発	・関係機関、団体との連携強化	>	>	>
	・サービスメニューの検討	・サービスメニューの開発	>	>
	・介護予防事業の検討	・検討	・試行	・拡大実施

支援体制の強化と事務局の効率的な運営

多様化するニーズに対応するため、協力者への情報提供、研修を行うとともに支援体制を強化するため、地域でリーダーとなる人材の確保と育成をするための研修や、支援チームづくりのための啓発事業も実施します。

また、利用者や協力者の状況を十分把握し、必要な支援を効率よく行なえるよう事務局のコーディネート体制の強化と事務処理方法の見直しを行い、効率的な運営に努めます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
支援体制の強化と事務局の効率的な運営	・協力者の研修の実施	・実施	>	>
	・啓発事業の企画や試行	・啓発事業の拡大	>	>
	・効率的な事務局体制の検討	・実施	>	>

(2) ボランティア・市民活動の推進

～ ボランティアセンターの充実と関係団体との連携～

ボランティアセンターは、「地域に住む人々の暮らしを共に支えあい、助けあう」という住民主体のノーマライゼーションのまちづくりの担い手として期待されています。

また、これからのボランティアセンターの活動は、福祉分野にとらわれず、NPO 法人などと共生しながら市民活動を一層発展させる大きな役割を持っています。

現状・課題・取り組むべき方向

多摩市では、昭和60年にボランティアセンターを開所し、ボランティアスクール、ボランティア交流会、ボランティア相談、総合学習への協力などを通して、自分たちの暮らしている地域社会や国際社会への関心を深め、積極的に活動に参画する意識づくりの普及に努めてきました。また、平成12年に「多摩NPOセンター」が発足し、新たな活動が生まれてきました。

現在、地域社会では、ボランティア活動をはじめ自治会・管理組合、NPO法人やコミュニティセンターなどにより、さまざまな市民活動が行われています。これは、阪神・淡路大震災のあと、地域社会のなかで社会貢献への関心が高まったことによるものです。

このように市民活動が広がるなかで、ボランティアセンターのあり方も変わってきています。ボランティア活動の領域の拡大、それに伴うNPO法人との連携のあり方、人材の掘り起こし・育成、関係機関（警察署・消防署・医療機関・コミュニティセンターなど）とのネットワークづくりや学校・企業との連携など、多くの課題があります。

多摩市社協は、これらの現状を踏まえて、平成15年9月に（1）市民活動としてボランティア活動とNPO活動の捉え方について（2）現在活動しているボランティアを活性化するための具体案について（3）今後のボランティア活動や多摩ボランティアセンターのあり方についてを「多摩ボランティア活動推進協議会」に諮問しました。そして平成17年3月に、これからの地域福祉やまちづくりの推進に必要な市民活動のあり方やボランティアセンターの活性化などの答申をいただきました。

ボランティアセンターは、「多摩ボランティア活動推進協議会」の答申内容を尊重しながら、市民活動の裾野を広げる取り組みとして、ボランティア・市民活動の支援やコーディネート機能の充実など、ボランティアセンターの機能強化を図っていきます。

なお、この項の計画は、「第2次ボランティア活動推進計画」の位置づけとします。

ボランティアセンターの機能強化

近年、ボランティア活動は地域社会のさまざまな課題に対して、市民の多様な取り組みが行われるようになり、従来の福祉にとどまらず、福祉の領域を超えて、教育、保健医療、環境、国際交流、海外支援、文化、防犯・防災など多岐にわたった広がりをみせています。また、その活動形態も、「無償性」を原則とするボランティア活動や、「非営利性」に基づくNPO活動、海外支援などを目的としたNGO活動など、「市民活動」の広がりが大きくなってきています。

このような市民活動の変化のなかで、ボランティアセンターは、従来の「福祉」の分野に重点をおいたボランティア活動者の養成や組織化だけでなく、市民の「多様な価値観」「多様な分野」「多様な形態」のもとに取り組みされる活動「市民活動」を、包括的に支援する「中間支援組織⁻¹³」としての役割・機能が大きく求められています。

また、「多摩NPOセンター」との関係については、「多摩ボランティア活動推進協議会」の答申のなかでは、福祉分野を含むさまざまな生活課題に対応できるような幅広い市民活動として共に歩んでいくことが提案されています。この提案に基づき、今後、多摩ボランティアセンターは、支援の対象を「社会福祉」の領域から「市民活動」に広げ、積極的な支援とネットワークを形成していきます。

そして、市民一人ひとりの価値観・ニーズに沿った多様なボランティア・市民活動に向けたボランティアセンターの機能強化を図っていきます。

-13 中間支援組織

地域社会とボランティア、NPOなどの変化やニーズを把握し、人・物・金・情報などの資源提供者やNPOの仲立ちをしたり、各種サービスの需要と供給をコーディネートし、ネットワーク支援を行う組織のことで

普及・啓発機能の強化

ボランティア活動に参加していないが関心を持っている多くの市民のために、ボランティア・市民活動のあり方や、その社会的役割などを踏まえた啓発イベントの実施やボランティア交流会の充実を図ります。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
普及・啓発機能の強化	・ボランティア交流会の内容精査、充実	>	>	
	・啓発事業、イベントの検討	・プログラム開発 ・試行実施	・実施	

運営委員会の設置

これからのボランティアセンターは、市民の自発的な活動に基づいて運営されることが望ましいが、財政的・人的面から、まだまだ難しい問題があるため、引き続き多摩市社協組織のなかに位置づけて運営を行っていきます。そして、市民の、市民による、市民のための運営を行うため、「運営委員会」を設置し、ボランティアセンターの

機能強化を図ります。

なお、将来的には、「(仮称)ボランティア・市民活動センター」化を目指します。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
運営委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・あり方の検討 ・要綱など整備 ・公募 選任 ・設置 	>		

情報収集・提供機能の強化

多様なボランティア・市民活動の情報を収集し、その情報を市民ニーズに合わせた形で提供するため、ボランティア・市民活動団体や受入れ施設・団体の調査を行いデータベース化します。また、情報提供を行うため、ホームページの開設や情報誌(ボランティア通信)の内容の充実、設置場所の拡大を積極的に図ります。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
情報収集・提供機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目検討 ・調査実施 回収 整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・データベース化の検討 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・社協HP拡張の検討 ・独自HPの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接アクセス機能や掲示板機能などの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア通信の内容精査 充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・設置協力店の拡大 (目標:20事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大 (目標:40事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大 (目標:60事業所) 	

相談・マネジメント機能の強化

多様なボランティア・市民活動相談に応じられる体制を整えるため、ボランティアコーディネーターの資質向上を図るとともに、運営委員を中心に、関係機関・団体に協力を求めながら、「ボランティア・市民活動相談員」の組織化を図り、相談・マネジメント機能を強化します。

また、市内の公共施設やコミュニティセンターなど、多くの市民が立ち寄りやすい場所出張相談を開催し、相談窓口の拡充を図ります。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
相談・マネジメント機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の組織化 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 拡大 	>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・出張相談の開催 相談窓口の充実 (ヴァイタルで実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 (ヴァイタル、で定期実施 ไปด้วยで試行実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 (ヴァイタル、で定期実施 ไปด้วยで定期実施) 	

育成・支援・研修・助成事業の見直し・再編と新たなプログラム開発の推進

現在の育成・支援・研修・助成事業の見直し、整理、体系化するとともに、NPO入門講座や市民企画講座などを含めた事業を立ち上げます。

また、学校や企業に対しての出前講座や体験講座については、新たなプログラムを開発し、世代や分野・領域を超えた包括的なボランティアの育成を推進します。

さらに、ボランティアセンター登録団体に対しては、活動しやすくなるよう助成事業などの内容の見直しを行います。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
育成・支援・研修・助成事業の見直し・再編と新たなプログラム開発の推進	・事業の見直し 再編 体系化の検討	・運営委員会での協議 協議 ・体系に沿った事業の見直し 再編 ・団体登録 助成事業のあり方検討 ・審査会設置	>	
	・新たなプログラムの検討 開発	・運営委員会での協議 検討 ・関係機関 団体との連携 強化 ・試行実施	・実施	
	・出前講座のパッケージ化 ・協力団体との連携強化	・実施	・充実	

研修体系の整備・強化

ボランティア・市民活動に従事する職員には、多様な機関・団体、市民との関わりのなかで、豊富な情報、幅広い人的ネットワーク、新しいプログラムの企画・開発力など、さまざまな力量が求められることから、職員の専門性（意識・知識・技術）の向上を図るため、研修体系を整備・充実させます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
研修体系整備・強化	・研修体系整備	・体系に沿った研修実施	・充実	

連絡調整・ネットワーク機能の強化

ボランティア・市民活動を支援していくために、多摩ボランティアセンター登録団体連絡会や多摩NPOセンターなどの市民活動推進機関・団体との連携を強化することはもとより、官公庁の各セクション、企業、社会教育施設や学校、福祉施設・団体

などに対して積極的に働きかけ、新たな地域課題に対応するためのネットワークを築いてまいります。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
連絡調整・ネットワーク機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題の整理、検討 ・連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会などの組織化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・強化 拡大 	

活動拠点の整備・拡充

現在、多摩ボランティアセンターは、活動拠点として多摩市総合福祉センター内と東永山複合施設内に設置していますが、より市民が身近に、利用しやすく感じるよう開設日・開館時間帯の検討や設備・機材の充実を図ります。

また、地域福祉活動拠点（支部社協）の整備と並行しながら、市内の公共施設、コミュニティセンター、商店街の空き店舗、学校の余裕教室などの活用をはじめ、新たな活動拠点確保のための働きかけを行います。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
活動拠点の整備・拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・開設日、時間帯の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設日の拡張 (目標:全土曜日開設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、開設日、時間帯拡張の検討 実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・セタ、分室の設備、機材の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備 充実 	>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな活動拠点の調査 選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整 協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備 充実 	

独自財源の確保

現在、多摩ボランティアセンターの活動は、公益性が高いことから、市の補助金を中心に運営が行われています。引き続き安定した運営を行うためには、市の補助金の一層の充実を市に働きかけていきます。

また一方で、センターの独立性や事業の柔軟性を発揮しながら、より先駆的・先進的な取り組みを行うために、ボランティア基金の活用も含め、独自の財源づくりにも積極的に取り組みます。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
独自財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会での検討 協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・試行実施 	

(3) 福祉サービス利用支援

～市民の立場に立った福祉サービスの利用支援～

福祉サービスの利用は、高齢者、障がい者を問わず、本人の「自己選択」による「契約」を原則に行われるようになりました。そのため、サービス利用者が、適切な選択ができるよう利用者の立場にたった、相談・情報の提供を行うとともに、判断能力が不十分で、自ら選択し契約することのできない人への支援の仕組みづくりが必要です。

現状・課題・取り組むべき方向

平成12年4月に介護保険制度が、平成15年4月には支援費制度がはじまり、福祉サービスの利用が、行政が決定する「措置制度」から自己選択による「契約制度」に変わりました。このことは、認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者など、判断能力の不十分な人への影響が懸念されています。

多摩市における65歳以上の認知症高齢者は、平成17年度で約1,600人(厚生労働省人口問題研究所のデータから)と予測されます。また、知的障がい者や精神障がい者を見ると、平成11年度が581人に対して、平成16年度には961人とこの5年間で380人(60.5%)の増となっています。今後も、急激な高齢化に伴い、この傾向が続くものと思われます。また、今後、障がい者の親なきあとの支援をどのように進めていくかの課題も生まれてくるものと思われます。

現在、判断能力に乏しい人の支援として、多摩市社協では、東社協からの受託による、認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者を対象に、福祉サービスの利用支援・金銭管理・書類預かりなどを中心とする地域福祉権利擁護事業⁻¹⁴や東京都制度の福祉サービス総合支援事業の一部を行っています。また、多摩市では、中間法人多摩南部成年後見センターを5市共同で運営しています。

多摩市社協が行っている地域福祉権利擁護事業は、「契約」に基づくサービス提供を前提としており、対象者やサービス内容に限界があります。したがって、関係機関・弁護士などの専門家との連携強化や将来的には、成年後見制度⁻¹⁵を包含した権利擁護事業の確立が大きな課題です。

このようななかで、利用者の目線にたって、福祉サービス利用が適正・公平に受けられるよう、相談・情報提供機能の充実や苦情処理体制の強化を図ります。また、福祉サービスの利用支援を成年後見制度と一体的に行うことを視野に入れた、「(仮称)権利擁護センター」の設立を検討します。

-14 地域福祉権利擁護事業

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者を対象に 福祉サービス利用支援 日常的な金銭管理サービス 書類などの預かりサービスを行うことにより、安心して自立した地域生活が送れるようにすることを目的とした事業のことです

-15 成年後見制度(法定後見制度)

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者を対象に、判断能力の差により、補助人・保佐人・後見人が家庭裁判所により選任され、財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為を代理や同意(取消)により援助する制度のことです

相談・情報機能の充実

生活形態や価値観の多様化に伴い、地域住民の抱える不安や悩みなども複雑・多様化しています。それらを解決するための福祉サービス提供者は、行政や社会福祉法人だけでなく、さまざまな機関・団体が参入しています。

このような状況のなかで、多摩市社協がすでに行っている相談事業や情報提供機能について、整理・統合し、組織内の連携強化を図るとともに、関係機関とのネットワークを構築し、福祉に関する総合的な相談、情報提供機能の充実を図ります。

総合相談・情報提供機能の充実

福祉に関する一般相談をはじめ、専門家・専門機関と連携して専門相談などを行い、総合相談機能の充実を図ります。また、多摩市総合福祉センターにすでに設置している福祉情報コーナーについても、より市民が気軽に利用できるよう充実に努めます。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
総合相談・情報提供機能の充実	・実施	・充実	>	

関係機関などとの連携強化

職員の資質向上と情報の共有化を図るため、相談業務に携わる職員で構成している相談担当者連絡会を活用し充実します。また、育児から介護に関することまで、幅広く相談に対応できるように、関係機関や各種相談窓口、民生委員などとの連携強化を図ります。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
関係機関との連携強化	・実施	・充実	>	



「(仮称)権利擁護センター」の設立

多摩市社協では、社協組織の特性（公平性・公共性）を生かし、福祉サービスに関する利用支援事業である地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、成年後見制度や苦情解決制度なども含めたより包括的で利用しやすい仕組みづくりについて検討し、「(仮称)権利擁護センター」の設立を目指します。

「(仮称)権利擁護センター」設立に向けての委員会の設置

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度など包括的な支援組織としての「(仮称)権利擁護センター」設立のため、多摩市、専門家や市民などで構成する検討委員会を設置します。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
(仮称)権利擁護センター設立に向けての委員会の設置	・市・関係機関との協議	・設置・検討	>	

(4) 在宅福祉サービスの見直し

～ 市民誰もが使いやすい福祉サービス～

在宅福祉サービス（市の受託事業）のあり方については、多摩市社協の特性と主体性を踏まえて、行政との役割を明確にしながら、本来担うべき事業の重点化を図ることが必要です。そして、効率的・効果的事業運営を行うため、他の施設・事業者と連携を図りながら、利用者に対して安心して質の高い福祉サービスを適切かつ円滑に提供することが求められています。

現状・課題・取り組むべき方向

多摩市では、高齢化の急速な進展に伴い、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者、要支援要介護・虚弱高齢者の増加が予測されています。障がい者も、その増加と合わせて高齢化・重度化や重複化も懸念されます。また、核家族化や女性の社会参加の進展などにより子育て環境が大きく変わり、子どもを取り巻く環境も厳しくなっています。

このような状況のなかで、高齢者福祉においては、元気高齢者やひとり暮らし高齢者が、おのこの地域で明るく・楽しく暮らせるよう、生きがいづくり・介護予防・健康づくりなどの活動にどう取り組んでいけるかが課題です。

障がい者福祉では、学校卒業後の就労などの対策や、身近な地域で安心して暮らせる環境づくりを、ソフト・ハード両面からいかに支援していけるか、また、親なきあとの対策も、今後の大きな課題です。

多摩市社協としては、多摩市からの受託事業を事業評価などにより見直しを行いながら、老人福祉センター事業、障がい者福祉センター事業などを中心に、利用者の目線に立って在宅福祉サービスの充実を図ります。

次に、多摩市社協の主要な自主事業である「障がい者通所施設」（つくし・第二つくし作業所）の運営については、直接サービス提供型から社協の本来の使命である地域福祉推進のマネジメント型への移行や多摩市の「新しい公共」の考え方を踏まえ、多摩市が計画している通所施設の整備状況に合わせて、今後、他の社会福祉法人への円滑な移譲に向けて、保護者・専門家・行政や多摩市社協で検討をしていきます。

また、介護保険・支援費に関する事業のあり方やマネジメント型事業について、障がい者支援センター・基幹型在宅介護支援センター・包括型支援センターの取り組みを今後の課題として、多摩市と連携を図りながら検討します。

受託事業（介護保険事業含む）・支援費事業のあり方の検討

多摩市社協は現在、市からの受託事業として、老人福祉センター事業、障がい者福祉センター事業、在宅障がい者デイサービス事業、通所入浴サービス事業、通所介護事業（介護保険事業）、手話通訳者派遣事業、重度心身障がい者通所訓練事業（すぎなの友生活訓練所）を実施しています。また、支援費制度事業として移動介護事業（身体障がい者ガイドヘルプ等派遣事業）、知的障がい者グループホームを実施運営していますが、これらは、もともと市からの受託事業として実施に至ったものや、市の施策により運営実施に至った経緯があります。

多摩市社協は、公共性の高い法人であることから、これらの受託事業や市の施策による事業に関しても推進しますが、一方で単に事業者としてのサービスを提供するだけでなく、在宅福祉サービスを提供する法人や団体を支援する役割も兼ね備えていることから、公と民の役割を整理しながら、これら事業の見直し・再編を行います。

また、多摩市が策定した「行財政再構築プラン」では、多摩市社協に対して、直接サービス提供型から、マネジメント型への転換を求められていることから、これらの受託事業や支援費制度事業などのあり方や、多摩市と多摩市社協、民間などの役割整理などについて市と協議を行い、各事業の見直し・再編を早急に進めてまいります。

「（仮称）受託事業のあり方検討委員会」の設置

受託事業（介護保険事業）・支援費事業のあり方の検討やマネジメント型社協に転換するため、行政・社協・民間の役割整理などを協議する機関として、「（仮称）受託事業のあり方検討委員会」を設置します。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度～22 年 度
（仮称）受託事業のあり方検討委員会の設置	・設置、協議	・協議、見直し、再編	・再編実施	

障がい者通所施設などの移譲

つくし作業所は、昭和48年11月から、多摩市身体障害者福祉協会の「障がい者の働く場づくり」のための活動から始まり、市民文化祭などでバザーを開催したことが発端となり、以後、多摩市社協が中心に、各福祉団体、婦人団体、民生委員など市民を巻き込んでの活動が大きな力となり、昭和56年4月に開所しました。

社協の役割の一つに先駆的事業を担っていく役割があり、その事業として、東京都心身障害者（児）通所訓練等事業のうち、通所授産施設として、東京都や多摩市からの補助を受け、30名定員で中・軽度の障がい者を対象とした法外施設として運営してきました。

多摩市の人口の増加とともに、身体障がい者・知的障がい者数も増加し、その障が

い程度の重度化、多様化が進むなか、平成9年4月には、第2つくし作業所を開所し増加する施設利用希望者への対応、障がい者の卒後対策や在宅の障がい者への社会参加の促進を図ってまいりました。この両施設については以前より、安定した事業内容や組織体制、財政基盤の整備を図るための方策として法内施設化への検討を行ってきました。その間、支援費制度の導入など福祉の制度が「措置」から「契約」へと大きく転換するなかで、平成15年度末に「行財政再構築プラン」が公表され、これを指針に両施設のあり方が再度検討されました。平成16年12月多摩市、多摩市社協、つくし作業所保護者会、第2つくし作業所保護者会、すぎなの友生活訓練所保護者の5者において、平成20年度を目途に、つくし作業所、第2つくし作業所を、多摩市社協から民間の社会福祉法人へ運営を移譲し、支援費制度を活用した民間主体型の法内施設を西永山複合施設の校庭に整備すること、すぎなの友生活訓練所については、利用者の障がい程度が重度であることや、総合福祉センター内の施設利用状況を考慮し、当面継続し実施運営していくという方向性が確認されました。

また、知的障がい者グループホーム（たま豊ヶ丘寮フレンズ）については、知的障がい者の地域生活援助事業として運営していますが、多摩市社協が本来担うべき事業の充実を図る観点から、平成21年1月末日までのグループホーム賃借契約期間の終了を目途に、実質的な運営管理を他民間へ移譲します。

これまで、多摩市社協は「在宅の障がい者をださない」という多摩市の方針を踏まえ、市内の小規模作業所などでは受け入れが困難な重度の障がい者をも受け入れ、その障がいの程度に関係なく一人ひとりが豊かに自己表現でき個人としての尊厳をもってその人らしく暮らし、また地域社会の一員として社会参加できることを支援してきたこの想いを、つぎの法人へ引き継いでいき円滑な移譲を図ってまいります。

サービス内容の見直し・支援体制の整備

民間の法人・事業者へ移譲することを踏まえ、利用者それぞれのニーズや課題を明確にするとともに、提供するサービス内容の見直しを進めていきます。

またサービスの内容について、新規事業者と連携しながら、移譲後のサービス内容に繋げていくことで、移譲に伴うサービスの質の低下を防ぎ、継続した支援を進めます。あわせて、新しいサービス内容に適した支援体制の整備を図り、移譲後も安定したサービス提供が行われるように、新規事業者との連携を図ります。

推 進 項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
サービス内容の見直し・支援体制の整備	・移譲を前提としたあり方検討	・協議 検討		・移譲
	・新規事業者との連絡調整	>		
	・利用者ニーズ調査、課題整理	>		

	・サービス内容の見直し	見直し・検討		
	・支援体制の見直し	見直し・検討		

新しい環境に適應するためのプログラムの編成

利用者が戸惑うことなく、新しい施設に移行できるように配慮したプログラムの編成を行います。

推 進 項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度～22 年度
新しい環境に適應するためのプログラムの編成			・見学会、利用者通所訓練などの実施	・移譲後のフォロー

移譲後の作業所跡地の利用検討

つくし作業所・第2つくし作業所の跡地活用については、多摩市の考え方を踏まえ、多摩市社協としても、利用者や地域で暮らす障がい者、その家族のニーズを把握しながら、社会的資源としての活用を検討していきます。

推 進 項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度～22 年度
移譲後の作業所跡地の利用検討	・跡地利用について市と協議 ・利用者のニーズ調査	・跡地利用について市と協議	・関係機関との連絡調整	・移譲後、検討結果に基づき準備、利用開始

《知的障がい者グループホーム（たま豊ヶ丘寮フレンズ）》

グループホーム事業のあり方の検討

平成21年1月末日までに移譲することを前提として、グループホーム事業のあり方について検討、新規事業者の公募・決定、連絡調整・業務引継ぎを行い、円滑な移譲を図ります。

推 進 項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度～22 年度
グループホーム事業のあり方の検討	・移譲を前提としたあり方検討 ・一定の方向性整理	・公募要領の検討、作成 ・新規事業者の公募、決定	・新規事業者との連絡調整、事業引継ぎ	・平成21年1月末移譲

(5) 運営の基盤整備

～市民の理解と参画による市民に見える社協～

社協が地域福祉の中心的担い手として、地域に根ざした「支えあいの仕組み」づくりを進めていくためには、より多くの住民の理解と協力が不可欠です。そのため、多摩市社協は、市民にとって「わかりやすい」「頼れる」「身近」に感じられるような運営を行かなければなりません。

現状・課題・取り組むべき方向

社協の自主事業は、会員会費や寄付金などを主な財源として運営することが基本となっています。しかし、多摩市社協の平成15年度の現状を見ると、会員は5,813件・会費収入は5,873千円で、1世帯あたり約97円です。一方、加入率を見ても、正会員・賛助会員を合わせて全世帯数の8.7%であり、大変厳しい状況となっています。このようなことから、多摩市社協の自立性を高めるため、会員の拡大を図り、会費を中心とした自主財源をいかに確保するかが大きな課題です。

今後、地域福祉活動を進めながら地域住民の理解を得て、地域と一体となった新たな仕組みづくりに努め、会費の増収を図ります。合わせて、事務事業の効率化に取り組み、経費の節減にも努めます。

多摩市社協運営を直接サービス提供型から地域福祉活動推進のマネジメント型へ転換していくためには、これからの福祉行政の流れや社会の動向を的確に把握し、市民の要望・期待に応える体制づくりが求められています。したがって、理事会・評議員会・部会の活性化、業務体系の見直しとそれに伴う事務局組織のあり方、職員体制の適正化や財政基盤の強化をどう図っていくか検討する必要があります。特に多摩市社協の自立性を高めるために、自主財源の確保とともに、職層などを含め固有職員主体の職員体制づくりを進めていきます。

また、事業運営にあたっては、マネジメント機能を十分発揮し、常に見直しを行うとともに、コスト意識だけに捉われるのではなく、新たな事業への取り組み、行政や民間では担いづらい事業を積極的に手がけていきます。

このようななかで、「市民一人ひとりの声に耳を傾け、市民と共に歩む社協」としてPRの徹底、情報の提供などに積極的に取り組み、運営の透明性を図り「市民に見える多摩市社協づくり」を推進します。

透明性のある組織体制の確立

社協は、地域福祉推進の中心的役割を担う公共性と民間性をあわせ持つ団体であり、主体的な経営判断と地域に開かれた透明性をもつ組織体制の確立が求められています。

また、社協は福祉サービスを提供している事業所としての側面も持ち合わせていることから、利用者の苦情についても真摯に受けとめ、組織・業務改善に適切につなげていくことで、法人としての信頼性を高めていくことも大切です。

そのために、多摩市社協に求められている役割を果たすため、役員体制の改善などの検討を行い、責任をもった多摩市社協の運営を行います。

また、住民や関係団体などに対して組織運営に関する情報の提供や開示を行い、「わかりやすい」・「身近」な多摩市社協を目指すとともに、会員モニター制を導入することにより、事業や運営に参画や協力が得られやすい環境を整えます。

役員体制・機能の充実と強化

現在の社協に求められている福祉ニーズの把握、地域福祉事業の企画立案や施策提言など、さまざまな役割を果たすため、多摩市社協では、理事・評議員や職員で構成する「（仮称）社会福祉協議会組織検討委員会」を設置し、役員選出方法や役割の明確化、研修のあり方などについて検討します。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
役員体制・機能の充実と強化	・（仮称）社会福祉協議会組織検討委員会の立ち上げ検討、設置	・変更、見直しに向けた調整 ・規程等の整備	>	実効性のあるものから随時、変更・導入

事業評価制度の導入

事業執行にあたり最も基本的なマネジメントサイクルである、P（計画）- D（実施）- C（評価）- A（調整・改善）により、それぞれの事業目的や目標設定に基づく事業展開プロセス、達成度、費用対効果などを総合的に評価する事業評価制度を導入し、事務事業の進行管理を強化します。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
事業評価制の導入	・導入に向けた検討、研修への参加	>		

第三者評価の実施

自己評価と合わせて、多摩市社協の効率的運営や事業の質の向上を図るため、第三者機関に評価依頼を行います。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
第三者評価の実施			・実施に向けて調整	・実施

情報発信機能の強化

ホームページの内容充実、多摩TVやFM多摩などメディアの活用、福祉協力店にパンフレットスタンドを設置、福祉だより・福祉大会・福祉まつりなどを通じて、市民や関係機関・団体などに向けて、積極的な情報提供を行います。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
情報発信機能の強化	・ホームページ充実 ・メディアの活用 ・福祉協力店の拡充	>	>	>
	・多摩市へ施策提言	>	>	
	・福祉まつりの充実	>	>	

情報開示と個人情報保護の徹底

開かれた多摩市社協を実現するためには、積極的な情報の開示が必要です。一方で、個人情報の保護も、大変重要な課題です。したがって、規程の整備を行うなどして情報の開示と個人情報保護の徹底を図ります。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
情報開示と個人情報保護に関する規程の整備	・規程の整備、実施			

会員モニター制の導入

会員が多摩市社協運営に参画できる新たな取り組みとして、会員モニター制度を導入します。このような仕組みを通して、会員の自己決定による加入促進、参加意識の高揚や福祉ニーズの調査・意見収集に努めます。

推 進 項 目	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度 ~ 22 年 度
会員モニター制の導入	・具体的導入に向けて検討	・実施	>	

組織内における苦情処理対応システムの構築

苦情解決規定に基づき、円滑な実施が行われるよう職員研修や第三者委員⁻¹⁶の設置を早急に行います。また、都レベルでの運営適正化委員会、市レベルでの福祉オンブズマン制度⁻¹⁷との連携についても検討します。

-16 第三者委員

社会福祉法に基づき、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを快適に利用することができるよう支援し、円滑・円満な苦情処理するため設置された委員のことです

-17 福祉オンブズマン制度

市民が受けた保健・医療・福祉サービスに対して、市民が、そのサービスの内容や結果に疑問や不利益があると思われる場合に、苦情として申し立てをすることができる制度のことです

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
組織内における苦情対応システムの構築	・第三者委員の設置 ・研修の実施	>	>	>

指定管理者制度の検討

多摩市総合福祉センターの管理については、多摩市社協が指定管理者として受託する方向で検討します。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
指定管理者制度の検討	・受託に向けての協議 検討	・検討	・検討	

事務局体制の強化

社協は、地域福祉推進の中心的組織であることが社会福祉法に明文化されました。当然のことながらそこで働く職員は、地域福祉に関する十分な知識と専門性が求められます。

多摩市社協においても、このような知識と専門性をもった職員の確保と育成が重要な課題となります。

そのために、職層や経験に応じた職務研修や、事業推進に必要な技術や企画力・コーディネート力などを身につけるための専門研修など研修体系の確立を図り、職員の資質の向上に努めます。

また、業務体系の見直しと職員定数の適正化を図り、スリムでかつ福祉ニーズに柔軟に対応できる組織を目指すとともに、派遣職員の見直しや関係機関との人事交流なども実施し、事務局体制の強化を図ります。

職員定数の適正化

業務体系の見直しと、派遣職員の見直しを合わせて検討し、組織の再編を図りながら、職員定数の適正化を図ります。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
職員定数の適正化	・計画検討	・多摩市との調整	・調整検討	・実施

人事交流の実施

職員の資質の向上の観点から、関係機関との人事交流を実施します。

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
人事交流の実施	・検討 調整	・実施	>	>

OJTの実践と活用や研修体系の確立

OJT⁻¹⁸の組織的・意図的实践により資質の向上や職員間の信頼関係の構築、業務に関する目的意識の共有化を図ります。また、職員による自主的研究グループや勉強会などの取り組みをはじめ、専門技術の向上や資格取得なども支援していきます。

-18 OJT(On the Job Training)

上司や先輩が、部下や後輩に対して仕事を通じて、仕事に必要な知識・技能・態度を指導育成するすべての活動のことであり、「職務遂行能力の向上」や「人材の育成」などを旨とした職務研修のことです

推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～22年度
OJTの実践と活用や研修体系の確立	・プロジェクトを立ち上げ検討 (職員意識調査など実施) ・生涯研修体系の整備	> ・一部実施	> ・充実	
	・資格取得への支援方法検討	・実施	>	

財政基盤の強化と適正化

多摩市社協の財政は、長引く景気低迷のなかで、会員会費の伸び悩みや、多摩市の補助金の見直しなど、大変厳しい状況にあります。財源の内訳は市や都などからの補助金・委託金と会員会費共同募金配分金や寄付金・独自事業などの自主財源から構成されています。

全体の内4分の3は多摩市からの財源であり、主に人件費に充てられていますが、多摩市社協は、公共性と民間性を有した団体であり、住民主体の地域福祉活動を推進していることで公的な支援が受けられると言えます。

自主財源は、地域福祉活動などの自主事業の財源に充てられており、自主財源の確保は、継続して事業を実施していくために必要です。

したがって、自主財源の増収に積極的に取り組むとともに、事業に対するコスト意識の高揚・経費削減の実現に努めます。

自主財源の充実

多摩市社協の自主財源は、会員会費、寄付金、共同募金配分金、収益事業などにより構成されています。

会員会費については、さまざまな活動を通してのPRや未加入の自治会・管理組合、企業などへの説明を積極的に行い、多摩市社協の理解を深め、会員の拡大や会費の増収に努めます。

収益事業は、新たな財源確保に向けて検討し、収益金の増収を図ります。

寄付金箱としての愛の箱についても増設し、同様に推進します。

また、新たな財源確保の確立を図るために、独自に実施する重点事業や新規事業についてスポンサーを募る（仮称）資金援助サポーター制についてを検討します。

さらに、民間財団法人・助成団体の助成金についても積極的に活用していきます。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度 ~ 22 年 度
自主財源の充実	・新たな財源確保に向けて検討	>	>	・充実
	・愛の箱設置増設	・増設	・充実	
	・資金援助サポーター制事業、研究、検討	・検討、調整	・実施	
	・民間助成金の調査、申請	・充実	>	

効率的運営と適正な財源充当

事業評価制を導入し、最小の経費により最大の効果を得るため、各事業の費用対効果を検証しながら事業の廃止・移譲を含めた見直し、再編を積極的に行うとともに、住民が主体的に地域福祉活動を推進していくための事業などに重点的に財源充当を図ります。

推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度 ~ 22 年 度
効率的運営と適正な財源充当	・事業見直し、再編と経費配分の適正化の検討実施	>		



[実施計画表]

(1)住民福祉活動の推進

住民ニーズの把握と福祉意識の高揚				
推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	20 年 度 ~ 22 年 度
住民ニーズ調査の実施	・調査項目・方法精査 ・調査実施 ・回収 分析	- >	- >	
地域住民懇談会の開催	・2~3地区で開催	・3~5地区で開催	・4~7地区で開催	・10地区で開催
「福祉」に関する講座・勉強会などの開催	・2~3地区で開催	・3~5地区で開催	・4~7地区で開催	・10地区で開催
小地域福祉活動と地域福祉ネットワークの推進				
推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	20 年 度 ~ 22 年 度
福祉協力員制度の推進	・2地区で実施	・3~4地区で実施	・4~6地区で実施	・10地区で実施
ふれあい・いきいきサロンの推進	・地域へのはたらきかけと30サロンの支援	・50サロンの支援	・70サロンの支援	・10エリアすべてに100サロンの支援
	・サロン交流会の実施	・地域別 種別別サロン交流会の開催	- >	- >
小地域福祉活動のPRの充実	・サロンパンフレットの設置	・拡大 ・サロンパンフレットの見直し	- >	- >
	・たま広報 福祉だより・社協への掲載	- >	- >	
	・サロン通信の発行	- >	- >	
関係機関との連携と連絡会の開催	・連携	- >	- >	- >
	・エリア別連絡会の開催	- >	・全市連絡会の開催	- >
地域福祉活動拠点（支部社協）の整備				
推 進 項 目	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	20 年 度 ~ 22 年 度
（仮称）地域福祉推進委員会の組織化	・組織内容の検討	・地区選定 ・委員選出 ・2~3地区で委員会開催	・地区選定 ・委員選出 ・3~4地区で委員会開催	・10地区で委員会開催
活動拠点（支部社協）の確保	・検討	・選定された地区で検討 2~3地区設置	・選定された地区で検討 3~4地区設置	・10地区設置
相談事業の充実	・相談事業の見直し、再編	・充実	- >	- >

と情報提供・発信	・地域との連絡会の開催	- >	- >	
支部社協の職員体制の整備	・諏訪支部や新支部に専門職員の配置	・推進	・新支部に専門職員の配置	- >
	・研修体系の整備、外部研修の参加		・充実	- >
諏訪支部の設置場所・運営の見直し	・組織運営体制の見直し ・拠点陣営先の選定	- >	・支部機能の充実	- >
たすけあい有償活動の展開				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
地域ブロックにおけるネットワークの形成	・地域ブロック分け(3箇所)	・地域ブロックの見直し	・地域ブロックの整理	
	・協力者チームの編成	・チーム支援体制への移行	>	>
	・地域懇談会の開催	>	>	>
	・関係団体との情報交換	>	>	>
ニーズの把握とサービスメニューの開発	・関係機関、団体との連携強化	>	>	>
	・サービスメニューの検討	・サービスメニューの開発	>	>
	・介護予防事業の検討	・検討	・試行	・拡大実施
支援体制の強化と事務局の効率的な運営	・協力者の研修の実施	・実施	>	>
	・啓発事業の企画や試行	・啓発事業の拡大	>	>
	・効率的な事務局体制の検討	・実施	>	>

(2) ボランティア・市民活動の推進

ボランティアセンターの機能強化				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
普及・啓発機能の強化	・ボランティア交流会の内容精査、充実	>	>	
	・啓発事業、イベントの検討	・プログラム開発 ・試行実施	・実施	
運営委員会の設置	・あり方の検討 ・要綱など整備 ・公募 選任 ・設置	>		
情報収集・提供機能の強化	・調査項目検討 ・調査実施、回収 整理	・データベース化の検討、実施	・充実	

	<ul style="list-style-type: none"> ・社協HP拡長の検討 ・独自HPの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接アクセス機能や掲示板機能など拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア通信の内容精査、充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	<ul style="list-style-type: none"> > 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・設置協力店の拡大 (目標:20事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大 (目標:40事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大 (目標:60事業所) 	
相談・マネジメント機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の組織化 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実、拡大 	<ul style="list-style-type: none"> > 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・出張啓蒙の開催 相談窓口の充実 (ガイダ、パルで実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 (ガイダ、パル、で定期実施、モセで試行実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 (ガイダ、パル、で定期実施、モセで定期実施) 	
育成・支援・研修・助成事業の見直し・再編と新たなプログラム開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の見直し、再編、体系化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会での検討、協議 ・体系に沿った事業の見直し、再編 ・団体登録 助成事業のあり方検討 ・審査会設置 	<ul style="list-style-type: none"> > 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなプログラムの検討、開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会での協議、検討 ・関係機関 団体との連携強化 ・試行実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座のパッケージ化 ・協力団体との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	
研修体系整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体系整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・体系に沿った研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	
連絡調整・ネットワーク機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題の整理、検討 ・連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会などの組織化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・強化、拡大 	
活動拠点の整備・拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・開設日、時間帯の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設日の拡張 (目標:全土曜日開設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、開設日、時間帯拡張の検討、実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・セタ、分室の設備、機材の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、充実 	<ul style="list-style-type: none"> > 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな活動拠点の調査、選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、充実 	
独自財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会での検討、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・試行実施 	

(3)福祉サービス利用支援

相談・情報機能の充実				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
総合相談・情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実 	<ul style="list-style-type: none"> > 	

関係機関との連携強化	・実施	・充実	>	
(仮称)権利擁護センターの設立				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
(仮称)権利擁護センター設立に向けての委員会の設置	・市・関係機関との協議	・設置・検討	>	

(4)在宅福祉サービスの見直し(受託事業)

受託事業(介護保険事業含む)・支援費事業のあり方の検討				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
(仮称)受託事業のあり方検討委員会の設置	・設置、協議	・協議 見直し、再編	・再編実施	
障がい者通所施設などの移譲				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
サービス内容の見直し・支援体制の整備	・移譲を前提としたあり方検討	・協議 検討	・新規事業者へ業務引き継ぎ	・平成20年度移譲
	・新規事業者との連絡調整	>		
	・利用者ニーズ調査、課題整理	>		
	・サービス内容の見直し	見直し・検討		
	・支援体制の見直し	見直し・検討		
新しい環境に適応するためのプログラムの編成			・見学会、利用者通所訓練などの実施	・移譲後のフォロー
移譲後の作業所跡地の利用検討	・跡地利用について市と協議 ・利用者のニーズ調査	・跡地利用について市と協議	・関係機関との連絡調整	・移譲後、検討結果に基づき準備、利用開始
グループホーム事業のあり方の検討	・移譲を前提としたあり方検討 ・一定の方向性整理	・公募要領の検討、作成 ・新規事業者の公募、決定	・新規事業者との連絡調整、事業引き継ぎ	・平成21年1月末移譲

(5)運営の基盤整備

透明性のある組織体制の確立				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
役員体制・機能の充実と強化	・(仮称)社会福祉協議会組織検討委員会の立ち上げ検討、設置	・変更 見直しに向けた調整 ・規程などの整備	>	実効性のあるものから随時、変更・導入
事業評価制の導入	・導入に向けた検討、研修への参加	>		

第三者評価の実施			・実施に向けて調整	・実施
情報発信機能の強化	・ホームページ充実 ・メディアの活用 ・福祉協力店の拡充			
	・多摩市へ施策提言			
情報開示と個人情報保護に関する規程の整備	・規程の整備、実施			
会員の拡大	・福祉協力員導入 ・地域での説明会開催	>	>	>
会員モニター制の導入	・具体的検討に向けて検討	・実施	>	
組織内における苦情対応システムの構築	・第三者委員の設置 ・研修の実施	>		
指定管理者制度の検討	・受託に向けての協議、検討	・検討	・検討	
事務局体制の強化				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
職員定数の適正化	・計画検討	・多摩市との調整	・調整、検討	・実施
人事交流の実施	・検討、調整	・実施	>	>
OJTの実践と活用や研修体系の確立	・プロジェクトを立ち上げ検討(職員意識調査など実施) ・生涯研修体系の整備 ・資格取得への支援方法を検討	> ・一部実施 ・実施	> ・充実 >	
新しい人事管理システムの構築	・情報収集、管理職の研修参加	・具体的実施に向けた調整、協議	・担当職員を含めた素案の作成	
財政基盤の強化と適正化				
推進項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	20年度～22年度
自主財源の充実	・新たな財源確保に向けて検討	>	>	・充実
	・愛の箱設置増設	・増設	・充実	
	・資金拠出サポーター制事業、研究、検討	・検討、調整	・実施	
	・民間助成金の調査、申請	・充実	>	
効率的運営と適正な財源充当	・事業見直し、再編と経費配分の適正化の検討実施	>		

[資料編]

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、第2次地域福祉活動計画の再構築を行うため地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉活動計画(案)の策定について
- (2) その他地域福祉活動計画(案)の策定に関する事項について

(構 成)

第3条 策定委員会は、次の理事及び評議員の12名で構成する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 副会長 | 1名 |
| (2) 常務理事 | 1名 |
| (3) 理事 | 4名 |
| (4) 評議員 | 6名 |

(期 間)

第4条 策定委員会の設置期間は、施行した日から平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員長は、策定委員会を召集し会議を主宰する。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、地域福祉推進課総務係において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

委員長	浜田 清吉	理事	(山野美容芸術短期大学助教授)
副委員長	成沢 八重子	評議員	(個人)
委員	十河 栄	副会長	(民生・児童委員)
委員	木実谷 哲史	理事	(島田療育センター院長)
委員	土方 篤	理事	(学識経験者)
委員	砂川 トヨ	理事	(個人)
委員	大手 章吾	評議員	(個人)
委員	尾中 つたえ	評議員	(個人)
委員	金子 康子	評議員	(個人)
委員	佐藤 敏一	評議員	(サンクラブ多摩)
委員	山田 しのぶ	評議員	(個人)
委員	田久保 晴夫	常務理事	

地域福祉活動計画策定委員会開催状況

第1回 平成16年 9月27日(月) : 出席委員10名
第2回 平成16年10月21日(木) : 出席委員11名
第3回 平成16年12月24日(金) : 出席委員10名
第4回 平成17年 1月28日(金) : 出席委員 9名
第5回 平成17年 2月24日(木) : 出席委員10名
第6回 平成17年 4月28日(木) : 出席委員11名

地域福祉活動計画検討委員会名簿

(順不同)

委員長	中村 満(事務局長)	副委員長	村木 勉(福祉サービス課長)		
委員	浅見 好明	委員	石田 一郎	委員	大川 宣弘
委員	岡本 英夫	委員	佐伯 浄子	委員	増田 吉孝
委員	山田 廣巳	委員	吉田 卓司	オブザーバー	田久保 晴夫

地域福祉活動計画検討委員幹事会名簿

(順不同)

幹事長	川辺 一成	副幹事長	浦田 純二	委員	河原 基人
委員	大久保 雅司	委員	岡田 康之	委員	藤原 大助
委員	栗原 なつみ	委員	立山 裕子		
委員	森田 一光				